

平成24年(行ウ)第117号 発電所運転停止命令義務付請求事件

原告 134名

被告 国

## 準備書面(10)

2015(平成27)年6月17日

大阪地方裁判所 第2民事部 合議2係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 冠 木 克 彦

弁護士 武 村 二三夫

弁護士 大 橋 さ ゆ り

弁護士 高 山 巖

弁護士 瀬 戸 崇 史

復代理人

弁護士 谷 次 郎

## 第1 平成27年3月18日付被告第8準備書面に対する反論

### 1 はじめに

(1) 被告第8準備書面は、本件原発の敷地内にある破砕帯問題に関連するものである。

被告は、原子力規制委員会の「大飯発電所敷地内破砕帯の調査に関する有識者会合」の評価書(乙49)の内容を詳しく論じた上で、原告らの2014(平成26)年6月3日付準備書面(6)のうち、敷地内破砕帯問題に関する主張に対する反論を試みている。

しかし、被告は、原告らが準備書面(6)で破砕帯問題について主張した2つの論点のうち、台場浜トレンチ内の破砕帯が、その近傍の重要な安全機能を有する施設に与える影響の有無を原子力規制委員会が全く評価していないという点については一切反論していない。このことは、被告において台場浜トレンチ内の破砕帯の問題についての反論を放棄していることを意味する。

(2) 一方、いわゆるF-6破砕帯の問題については、一定の反論を試みているが、その反論は当を得ないものである。以下、そのことについて詳述する。

### 2 「新F-6破砕帯の活動時期を評価するためには、必ずしも連続性を前提としないこと」に対する反論

(1) 被告は、乙49の内容について詳しく論じた上で、乙49が「新F-6破砕帯」の連続性を必ずしも前提としていないとして(乙49、22頁参照)原告らが前提を誤り、かつ乙49の内容を正解しないものと反論している。

(2) しかし、そもそも原告らは、乙49が「新F-6破砕帯」が連続していないとしても活動性が否定出来るとしている内容に疑問があると主張しているのであり、その理由の1つとして、有識者会合が活動ステージの評価、すなわち、破砕部の条線データの解析により活動ステージを分類し、それを比較することによって活動時期を特定する方法によって行ったとしているこ

とを批判しているのである。

被告は、原告らが乙49を正解しないなどとして批判するが、被告の反論こそが、原告らの主張を正解しないものであると言わざるを得ない。

(3) なお、被告は「新F - 6 破砕帯が連続していると判断すること自体にも十分な合理性が認められる」と主張するが、被告が認めるように、破砕帯の連続性を確定するには不十分な情報しかないというのであれば、「新F - 6 破砕帯」が連続しているという判断に合理性があるということにはならないのであり、ひいては、乙49が、「新F - 6 破砕帯」とは何なのか、という根本的疑問に答えるものにはおよそなり得ていない、ということにしかならないのである。

### 3 「活動ステージによる活動時期の特定が不可能であるとする主張には理由がないこと」に対する反論

(1) 被告は、活動ステージによる活動時期の特定が不可能であるとする原告らの主張に対して、乙49の評価書がステージの先後関係の推測に破砕部の「切合いの関係」も使用しているということを主張して反論している。

(2) しかし、「切合いの関係」も、ズレの先後関係を推測するものに止まり、それ単体で時期の特定ができるものではないことは変わりなく、原告らの主張に対する反論になっていない。

そして、破砕部の「切合いの関係」を考慮したとしても、原告らが準備書面(6)で主張したとおり、活動ステージ単体では、単に、過去のある時期に右ズレ 左ズレ 右ズレといった順番で変遷があった、ということが明らかになるレベルにとどまるのであり、「新F - 6 破砕帯」が全体として約23万年前以降活動していないという乙49の評価の根拠としては、南側トレンチにおいてh p m 1火山灰層(なお、約23万年前の大山の噴火に伴う火山灰である)を変位させていないという物的証拠に依拠していることになるのである。その推論は、「新F - 6 破砕帯」の連続性が認められなければ成

立しないものである。実際被告も「新F - 6 破碎帯が連続していると判断すること自体にも十分な合理性が認められる」として、暗黙の内に「新F - 6 破碎帯」の連続性を前提としているのである。

(3) しかし、破碎帯の連続性を確定するには不十分な情報しかない以上、連続性を前提とすることは出来ない。にもかかわらず、南側トレンチと、他の「新F - 6 破碎帯」を構成するというトレンチやボーリング孔が連続していなかったとしても同時期に活動したとの判断を示す乙49の評価は、推論の過程に飛躍があり、いかにも乱暴な結論であると言わざるを得ないのである。

#### 4 結論

以上の通り、被告の反論を踏まえてもなお、「新F - 6 破碎帯」が「将来活動する可能性のある断層等」ではないとした乙49の結論には疑義があり、本件大飯3・4号機について耐震重要施設の直下に「将来活動する可能性のある断層等」が存在することは否定出来ず、安全側の判断としてそれが存在するものとして評価しなければならないため、大飯3・4号機は設置許可基準規則3条3項に違反する。

### 第2 基準地震動を武村式で再評価すべきであるとの原告らの主張に被告が何ら反論しないことについて

#### 1 被告国による先送り、引き延ばしが顕著であること

(1) 原告らは、2014年3月5日付の準備書面(5)において、耐震設計の基本となる基準地震動の評価にあたり、入倉・三宅式ではなく(津波評価で用いられている)武村式を用いて再評価すべきであるとの主張を行った。

(2) しかし、被告である国はこの論点についての主張・反論をこれまで全く行っておらず、反論を先送り先送りにして訴訟の引き延ばしを図っている。原告らは本書面第1で、本件原発の敷地内にある破碎帯問題について論じる平成27年3月18日付被告第8準備書面に対する反論を行ったが、本来、被

告第 8 準備書面は被告国において断層モデルの前提問題としての断層について主張を行うという確認であったはずである。被告国は、原告ら準備書面(5)に対する反論を飛ばして、準備書面(6)に対する反論を先行させたものであり、極めて遺憾な対応である。

(3) 被告国においては基準地震動を武村式で再評価すべきであるとの原告らの主張に対して速やかに反論されたい。

## 2 島崎邦彦・元原子力規制委員会委員が入倉・三宅式が過小評価になる傾向がある旨学会発表したこと

この、基準地震動と入倉・三宅式、武村式の問題に関連して、注目すべき事実が判明したので追加して主張する。

(1) 本年5月24日から28日まで行われた日本地球惑星科学連合の2015年大会において、島崎邦彦・元原子力規制委員会委員が「活断層の長さから推定する地震モーメント」と題する発表を行った(甲137)。

(2) 島崎氏は、この学会発表において、断層長さから地震モーメントの関係を表す式として武村雅之氏の1998年の論文(甲97)に出てくる式と入倉孝次郎氏・三宅弘恵氏の2001年の論文(甲96)に出てくる式を断層長さの係数に置き換えたもの(入倉・三宅(2001)の式は地震モーメントと断層面積(断層幅×断層長さ)との関係式として提案されているので、学会発表における比較の観点で、島崎氏が幅14キロメートルの垂直な断層を仮定して置き換えた)他2式の計4つを紹介し、それぞれの式について活断層の長さを用いた場合の地震モーメントの予測値と実測評価値を1891年濃尾地震、1930年北伊豆地震、2011年4月11日福島県浜通りの地震を使って比較し、さらに1927年丹後地震(注:甲137には記載なし)、1943年鳥取地震、1945年三河地震、1995年兵庫県南部地震(甲137に1978年とあるのは誤植であろう)で検討した。そして、島崎氏は、甲137の予稿集では「例は少ないが(4)(注:入倉・三宅式)

を用いると地震モーメントが過小評価される傾向が明らかとなった」として  
 おり、学会発表でも結論として「データは少ないが入倉・三宅（2001）  
 は、過小評価の傾向。ただし、低角断層を除く」とスライドで示した。

（3）以下に、島崎氏が学会発表の際に使用したスライドで示された地震モーメント実測値と推定値の比較の表を写したものを示す。

表：地震モーメント実測値と推定値（単位  $10^{18}$  Nm）

（日本地球惑星科学連合2015年大会における島崎邦彦氏のスライドより）

	OBS	T	YS	ERC	IM
1891	180	210	180	130	52
1930	27	32	28	21	7.9
2011	11	17	14	11	5.5
1927	46	48	41	19	12
1943	36	39	34	18	9.8
1945	10	19	17	9	19
1995	24	45	39	20	11

引用者注：OBS - 実測評価値、T - 武村（1998）、YS - 山中・島崎（1999）、  
 ERC - 地震調査委（2006）、IM - 入倉・三宅（2001）  
 1891 - 濃尾地震、1930 - 北伊豆地震、2011 - 福島県浜通りの地震、  
 1927 - 丹後地震（甲137には出てこない）、1943 - 鳥取地震、  
 1945 - 三河地震、1995 - 兵庫県南部地震

表の左側、黄色く色がつけられているところが実測評価値であり、その右  
 側に各式を使った評価値が記されているが、一番右の「IM」すなわち入倉・  
 三宅式は、実測評価値と比較して2分の1から4分の1程度の過小評価にな  
 っていることがわかる（2分の1程度の場合は断層は地表面に垂直ではなく  
 断層面が大きく取られている）。他方、「T」で示される武村式の結果は、実

測評価値とかなり整合し、かつ、過小評価になった例はない。

(4) 島崎氏が今回の学会発表で入倉・三宅(2001)として示した式は、前述の通り甲96において入倉氏・三宅氏が提唱している式そのものではなく、島崎氏が他の式と比較しやすいように幅14キロメートルの垂直な断層を仮定して置き換えたものではある。しかし、その点を踏まえたとしても、島崎氏の今回の学会発表の内容は、原告らの準備書面(5)における主張内容と整合するものであり、入倉・三宅式に基づいている本件原発の基準地震動が、大幅な過小評価となっていることの有力な根拠となる。

以 上